

## 山梨県立大学認定看護師教育課程プログラム運営委員会規程

(令和6年7月8日制定 大学第6013号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28条の5第2項の規定に基づき、認定看護師教育課程を運営するための教育プログラム運営委員会に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 認定看護師教育課程 公益社団法人日本看護協会認定看護師制度規程に基づき認定看護師を育成することを目的として実施する教育プログラムをいう。
- (2) 主任教員 認定看護師教育課程の授業科目を担当し、かつ、認定看護師教育課程の運営にかかわる本学の教員（特任教員を含む。）をいう。
- (3) 専任教員 専ら認定看護師教育課程の授業科目を担当し、かつ、認定看護師教育課程の運営にかかわる本学の教員（特任教員を含む。）をいう。

(認定看護師教育課程プログラム運営委員会)

第3条 本学に、認定看護師教育課程を運営するため、認定看護師教育課程プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(分掌事項)

第4条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 認定看護師教育課程に関すること。
- (2) 履修生の入学、退学、休学、復学及び除籍に関すること。
- (3) 履修生の修了認定に関すること。
- (4) 履修生の表彰に関すること。
- (5) その他認定看護師教育課程の運営に関すること。

(組織)

第5条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 課程長
- (2) 主任教員
- (3) 専任教員
- (4) 看護分野に係る学識経験者
- (5) 医療機関の看護管理者その他看護の実践にかかわる者

2 前項各号に掲げる委員については、本学が開講する認定看護分野ごとに少なくとも1名は、当該認定看護分野の認定看護師の資格を有する者又は看護実践者とする。

3 前項各号に掲げる委員のうち2分の1以上は、学外の委員とする。

(選任)

第6条 課程長及び主任教員は、学長が看護学部長の意見を聴いた上で選任する。

2 前条第1項第4号及び第5号の委員は、看護学部長が選任する。

(任期)

第7条 課程長並びに第5条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、課程長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 会議の議事録は、委員長が保管する。

(入試委員会)

第10条 運営委員会に、入学試験の実施に関する事項を審議するため、入学試験委員会を置く。

2 入学試験委員会に関する事項は、別に定める。

(報告)

第11条 課程長は、定期的に、及び看護学部長の求めに応じ随時、認定看護師教育課程の運営状況を看護学部長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 運営委員会に関する庶務は、池田事務室において処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において現に看護実践開発研究センターの専任教員である者については、この規程の施行の日以後においては、第2条第3号に規定する専任教員とみなす。

3 第7条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により最初に選任された課程長の任期は、令和7年3月31日までとする。

4 この規程の施行の日前において現に看護実践開発研究センター認定看護師教育課程教員会の委員である者（看護実践開発研究センター長の職にある者を除く。）については、この規程に基づいて選任された認定看護師教育課程プログラム運営委員会の委員とみなし、任期のある委員の任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。